

大阪市職員共済組合広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市職員共済組合が管理する資産（以下「組合資産」）という。）を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 組合資産への広告掲載は、民間企業等との協同により組合の新たな財源を確保し、組合員及び年金受給権者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する組合資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ ホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で第5条に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告であると当共済組合が判断する場合は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観又は風致を害するもの

(9) 当該広告事業の内容を、当共済組合が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

(12) 当共済組合の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの

(13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(15) その他、広告として不適当であると当共済組合が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第5条 広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。